

IX 学校図書館のネットワーク化

《1》 学校図書館のネットワーク化の必要性

文部科学省は2004年から「学校図書館資源共有ネットワーク推進事業」を実施し、一館孤立型から地域連携型の学校図書館、または学校図書館と公共図書館等との連携による教育活動の充実を目指してきた。従来の学校図書館は、自校の教育課程の展開に寄与することと児童生徒の豊かな教養を育成することを目的に、図書、視聴覚資料、ファイル資料等の図書館資料を収集、整理、保存を行い、自校の児童生徒、及び職員にその資料を提供してきた。更に2019年に実施されたGIGAスクール構想は小中学生一人一台のコンピュータ環境が進められたことにより情報活用の力の育成が強く求められる。

情報センターとしての役割を担いながら、各学校が備えたい資料をすべて揃えるためには、多くの予算と保存しておくスペースが必要である。*ネットワークや資料の検索を可能にするためには、各学校でコンピュータの導入を進めることが不可欠となる。地域内の小・中学校や公共図書館等とネットワークを組むことで、豊かな資料の提供ができるようになる。図書館ネットワークを推進するためには各市町村教育委員会、公共図書館とともに、各市町村になったネットワーク接続と、蔵書の運搬システムの推進が学校図書館の機能として大きな役割を果たすことに繋がる。

《2》 学校図書館ネットワーク化の利点

1 自校・他校・公共図書館の資料が容易に検索できる

- (1) 各学校単独では所有できないような資料や、より専門的な資料が利用できるようになる。
- (2) 学校単独では複数の購入が難しいものも、*相互貸借により多くの資料が利用可能になる。
- (3) 資料として必要ではあるが、各校になくてもよいものは、購入校を決めることで資料の散逸を防ぐとともに各校の棚も他に活用する事ができる。
- (4) 学習活動に利用した図書資料・メディアの種類や利用方法の記録を公開すると今後の各学校図書館の資料選びに役立つ。(著作権やプライバシーに注意)

* ネットワーク …… コンピュータを使い、各図書館をオンラインで結ぶこと

* 相互貸借 …… 図書館間で所蔵している資料を貸し借りすること

IX 学校図書館のネットワーク化

- 2 CD-ROM、DVD 等の資料の活用ができる
- 3 蔵書点検が容易になる
- 4 蔵書配分の適正化が計れる
- 5 各種統計が容易に引き出せる
- 6 予約が受けられる

《3》物流システムの確立

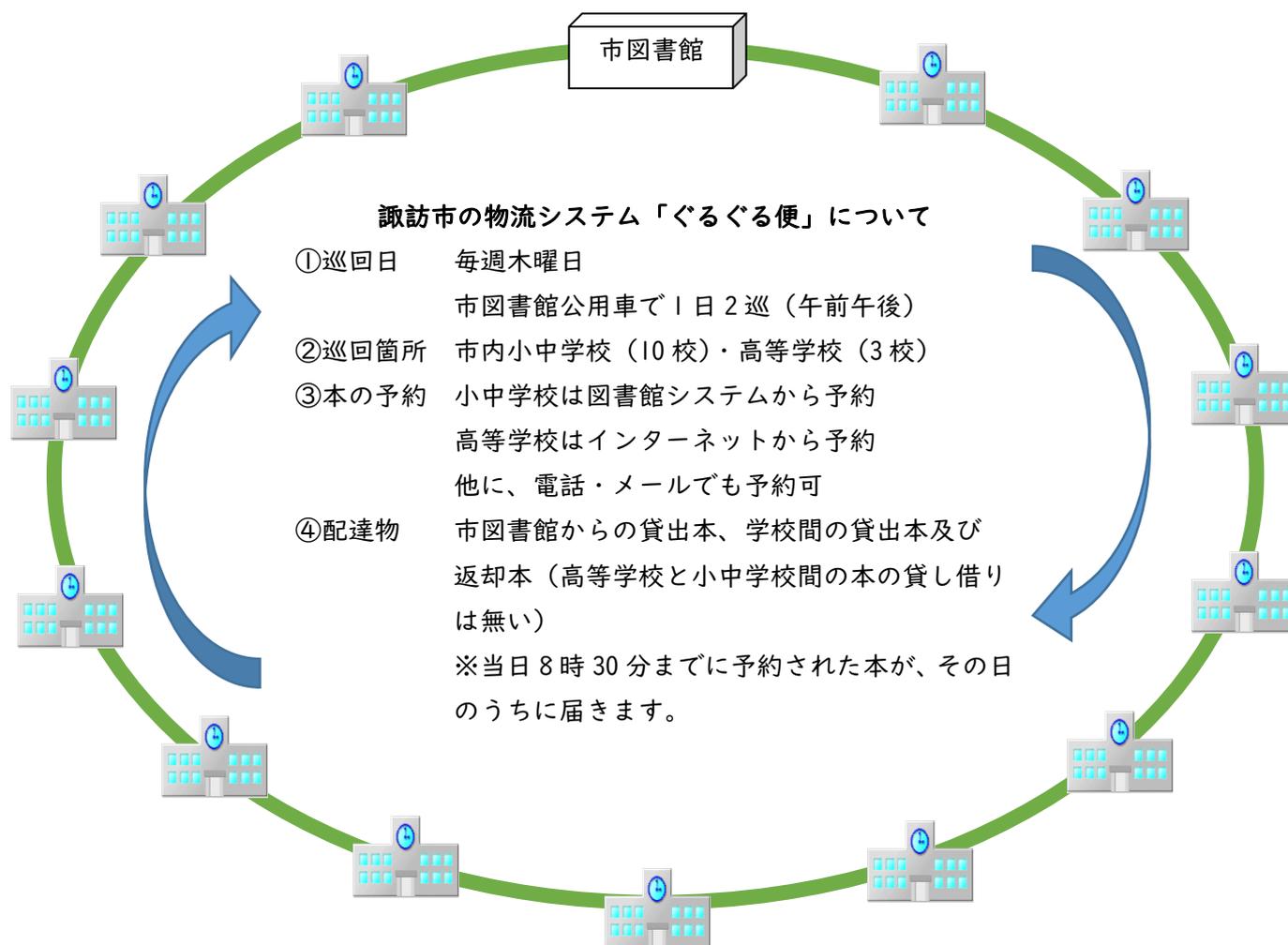
I 各市町村の公共図書館との連携

- (1) 図書館資料を各学校・公立図書館に配送、返送する集配システムを具体的に検討する。
 - ① 業者に委託する。
 - ② 既存の連絡方法を使う。
- (2) 配送等に関わる規約の決定。
 - ① 梱包方法の検討
 - ・できるだけ手数をかけない方法を検討する。
 - ・少量の場合は、本と物流票を太めのゴムバンドで束ねる。
 - ・丈夫な手提げ布袋を用意して入れる。(1校で複数の袋が必要になる。)
 - ・冊数の多い場合は箱詰めにし、物流票を箱に貼る。

② 物流の流れの実例

〈例1〉【諏訪市の場合】ぐるぐる便

ぐるぐる便は平成17年度から始まった市図書館と学校図書館をつなぐ物流システム。公共図書館員が週1回巡回し、各校の学校図書館システムで学校図書館から諏訪市図書館へ、学校図書館から図書館への予約本や返却本を届ける。



資料の予約について

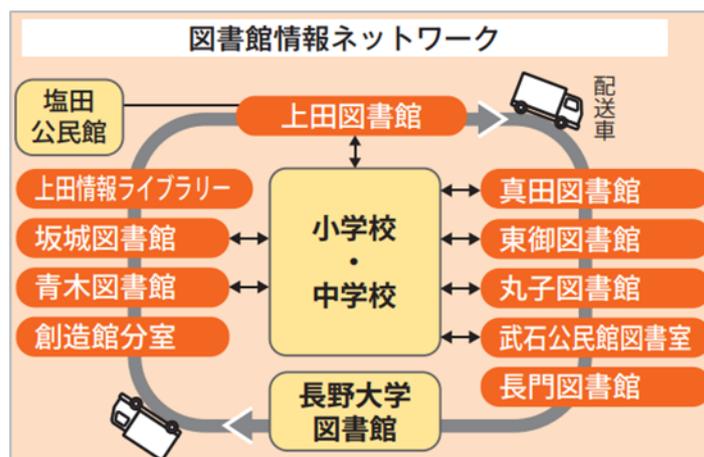
- ・貸出冊数の制限はなし
- ・貸出期限 諏訪市図書館の本は1か月
郡内公共図書館の本は3週間
- ・AV資料（DVD、CD）、一般コミックは予約できない。
- ・諏訪地域公共図書館情報ネットワーク「すわズラ〜」から予約した郡内公共図書館の本は館内閲覧、または教職員のための貸し出しとする。

（出所）諏訪市図書館

IX 学校図書館のネットワーク化

〈例2〉【上田市・東御市・青木村・坂城町の場合】

上田市・東御市・青木村・坂城町に所在する小中学校は、「エコール」と呼ばれる上田地域図書館情報ネットワーク（下記※）で繋がっており、エコール内公共図書館の資料であれば、どこの市町村の資料でも利用できます。各学校の端末から公共図書館の資料に予約を入れ、各市町村（または地域）の公共図書館を経由して各学校へ貸出が行われます。



※上記、各図書館により、貸出等の手法は異なります

(参照)広報うえだ 2023年2月号

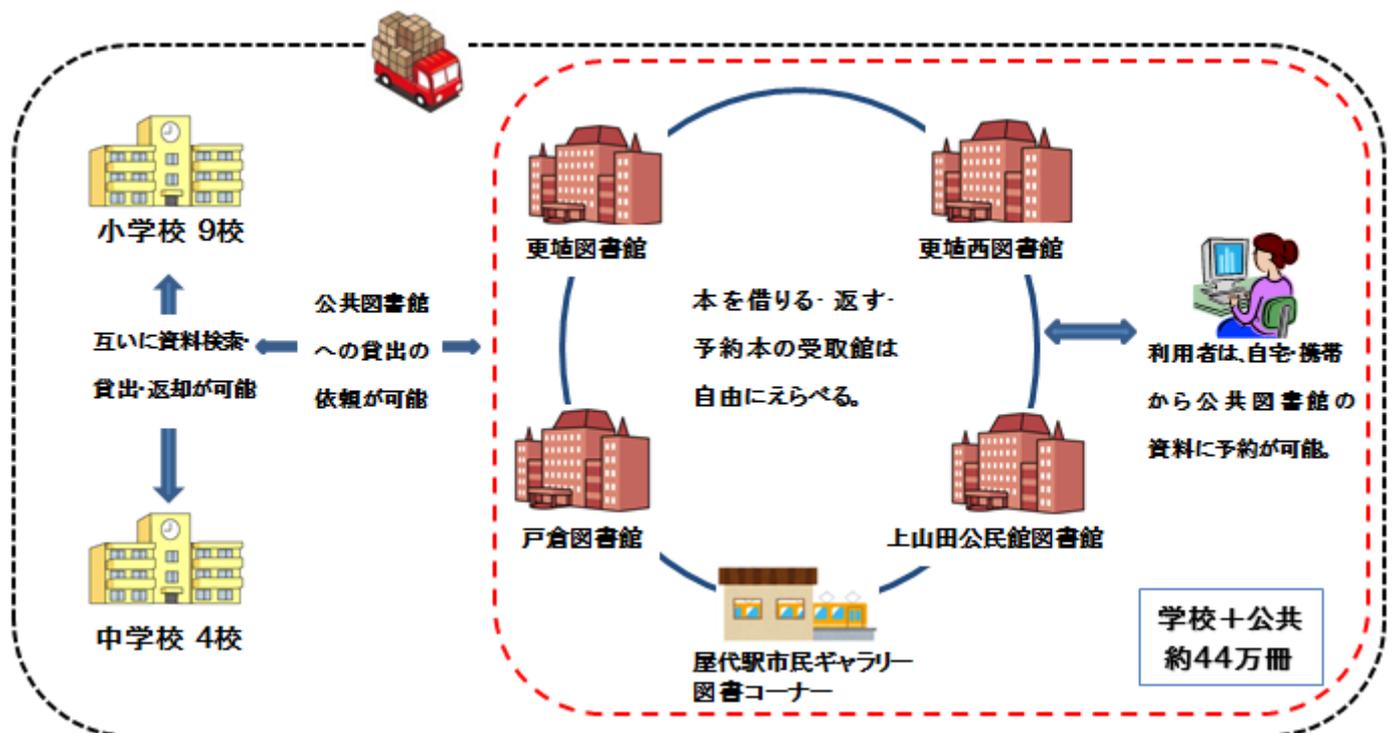
※上田地域図書館情報ネットワーク（通称：エコール）とは
エコールとは上田地域図書館情報ネットワークの愛称で、やまびこの“エコー”（ECHO）と、Library（図書館）の頭文字“L”を組み合わせた合成語です。「いつでも・どこでも・誰にでも」を目指して、平成7年12月にスタートしました。現在は上田市、東御市、青木村、長和町、坂城町の5市町村の公共図書館（室）などをネットワークで結び、図書館サービスを提供しています。エコール内の蔵書数は、約104万冊。エコール内の地域にお住まいの方や通勤・通学されている方であれば利用者カードを作り本を借りることができます。

〈例3〉【千曲市の場合】ブックネットちくま

千曲市の小中学生を支援するために、公共図書館と学校図書館が一体となって、必要な資料を提供するしくみを作り上げました。

各図書館は同じ図書館システムで結ばれ、資料の検索から貸出の申し込み、レファレンス業務的な依頼まで行うことができます。各学校図書館の平均蔵書冊数は13,000冊ですが、公共図書館を合わせると約44万冊の蔵書となります。

多くの蔵書の中から、子どもたちの学習や興味を支援するため、各図書館がちからを合わせて資料を提供しています。



(出所) 千曲市/ブックネットちくま (chikuma.lg.jp)

2 学校間、公共図書館間の相互貸借の規約作成と確認をしよう

(1) 資料の相互貸借の要項作成

お互いのメディアを借りたり返したりする時の約束や方法・手順を決める。

(2) 著作権への配慮

各学校や公共図書館で作られたメディアや資料には著作権があるので、これを使う場合は著作権に配慮する。

(3) プライバシーの配慮

各学校や公共図書館等で作られたメディアや資料に、個人情報や学校、公共図書館独自の情報がある場合は、プライバシーについて十分配慮する。

<相互貸借規約・例>

1 貸出の約束

- (1) 学校名義のコードを作っておく。
- (2) 貸出の種類については、全蔵書の中から、又は限った中から（学習に使う本のみとする等）検討する。
- (3) 借りた本の扱いについてはよく検討し決定しておく。
 - ① 借り受けた学校で受入をし、個人に貸出す。
 - ② 貸出は学校までとし、個人には貸出をしない。等
(いずれにしても、ネットワークを組むときのシステムに関係する。)
- (4) 貸出期間は各学校の貸出期間とする。ただし、各学校の都合で期限を変更したいときは、予約時にその旨を伝える。

2 予約の申込み（形式を決めておくとい）

- (1) 図書館システムやインターネットでの申し込み
- (2) メールや FAX での申込み
- (3) コンピュータ内の掲示板を利用したの申込み 等

相互貸借の統計を各校でとっておく。